資料２

令和８年度第１４回（令和８年１０月２０日）庁議提案

☑審議　☐報告　☐その他

担当部・課：市民生活部地域協働課〔内線３３１２〕

河南総合支所地域振興課〔内線２１４〕

１　件名

石巻市公益堂に係る指定管理者の指定について

２　施策等を必要とする背景及び目的（理由）

【背景】

公益堂は、大正末期の旧前谷地村時代、村政振興を図る目的で広く村民から懸賞論文を募集しその中から「集会施設利用」の意見が採択され、昭和２年から昭和６年にかけて建設された。

地方自治法に基づく公の施設であるが、条例が未制定であったことから、令和８年８月、石巻市公益堂条例を制定した。

【目的】

効果的かつ効率的な管理運営、住民ニーズに合ったサービスの充実及び維持管理経費の節減を図るため、指定管理者制度を導入し、令和９年４月１日からの指定管理者を指定するもの。

３　根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性

【根拠法令：☑有　☐無】

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）

石巻市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成１７年石巻市条例第３２１号）

石巻市公益堂条例（令和８年石巻市条例第２６号）

【総合計画の位置付け：☑有　☐無】

第１章　住民同士の絆・支え合いで安全安心に暮らせるまち

第１節　共生型社会に向けた地域コミュニティ活動活性化の充実

【個別計画の位置付け：☑有　☐無】

石巻市公共施設等総合管理計画

第４章　施設類型ごとの管理に関する基本的な方針

第３節　集会所・地域コミュニティ施設

４　提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。）

令和８年　８月　指定管理者指定申請受付

候補者の選定

５　主な内容

１　施設名称、所在地及び選定候補者

名称	所在地	選定候補者
石巻市黒沢公益堂	石巻市前谷地字黒沢下２番地１	黒沢公益堂維持会 会長　齋藤　達彦
石巻市山崎公益堂	石巻市前谷地字山崎山９６番地２	山崎公益堂管理運営委員会 会長　楯石　光弘
石巻市御蔵場公益堂	石巻市前谷地字大在家山１７番地６	御蔵場部落会 会長　佐藤　寿一
石巻市西谷地公益堂	石巻市前谷地字西谷地５１番地２	西谷地公益堂維持会 会長　佐藤　幸一
石巻市沖公益堂	石巻市前谷地字沖埣８２番地２	沖部落会 会長　阿部　久義

２　選定方法　非公募

各選定候補者は施設所在地区の自治組織であり、地域住民が直接施設を管理運営することで、より一層のコミュニティの醸成に寄与することから、指定管理者候補者として適格と判断した。

３　指定期間　令和９年４月１日から令和１４年３月３１日まで（５年間）

６　実施した場合の影響・効果（財源措置及び複数年のコスト計算を含む。）

【影響・効果】

地域自治組織が管理運営することにより、より一層、地域コミュニティの醸成が図られる。

【市財政への負担】

なし

７　他の自治体の政策との比較検討

８　今後の予定及び施行予定年月日

令和８年１２月　市議会第４回定例会に指定管理者の指定について提案
令和９年　３月　基本協定書の締結
　　４月　管理運営開始

９　その他